

北ハ協総2第34号
令和2年5月12日

地 区 協 会 長
各 協 会 員 殿

一般社団法人北海道ハイヤー協会
会 長 今 井 一 彦



タクシー事業者による有償貨物運送許可の期間延長について

タクシー事業者が飲食店の依頼により飲食品を配送することを特例的に認める措置について、この度、北海道運輸局より令和2年9月30日までの延長を行うとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

既に5月13日までの許可を受けている事業者でも、継続して貨物輸送を行う場合には延長の申請し、許可を受ける必要があります。

① 新規に許可を受ける場合には添付の【新規】の申請書を管轄運輸支局に提出ください。

② 既に許可を受けている場合には【延長】の様式により申請ください。

ただし、5月13日までの許可を受けている事業者には管轄の運輸支局から延長の申請について連絡が行くよう北海道運輸局と調整しておりますのでその方法により手続きください。

以上

事務連絡
令和2年4月21日
一部改正
令和2年5月8日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について

タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。

こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 対象事業者

以下の（１）及び（２）に該当するタクシー事業者であること。なお、（１）については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

- （１）旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。

- (2) 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

2. 貨物の種類、積載方法等

- (1) 運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシー事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。
- (2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。

3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（5月8日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

4. 許可期間

- (1) 許可を行う期間は、令和2年9月30日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。
- (2) 令和2年5月13日までの間に本特例による許可を受けた事業者が当該期間後も本特例による貨物運送を継続しようとする場合は、(1)を超えない範囲において本特例による貨物運送を引き続き実施する期間を記載した書面の提出を求め、期間を更新した許可証を発行することとする。この場合において、許可証が事業者に着し次第速やかに従前の期間に係る許可証を返納するよう求めることとする。

5. その他

- (1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送することがより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。
- (2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。
- (3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

- (4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。
- (5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。
- (6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講じることとする。
- (7) 本特例による許可及び期間の延長等の手続については、地域の実情も踏まえつつ、原則として郵送等の事業者が窓口を訪問しない方法により行うこととする。
- (8) 4.(2) の場合のほか、許可を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に変更の内容を記載した書面を提出することとする。
- (9) 本特例による許可証については、本特例の対象期間の終了後速やかに返納を求めることとする。
- (10) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

【新規】

有償運送許可申請書

年 月 日

北海道運輸局

運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者名

(連絡先/担当)

(FAX番号又はメールアドレス)

印

道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送しようとする 貨物の種類・数量	飲食店等が販売する食料品等 1日 個程度
運送しようとする 期 間	許可 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで
運送しようとする 区 域	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域内 (交通圏・圏)
運送に使用する 事業用自動車等	事業用自動車 両・従事運転者 名
有償運送を必要 とする理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業継続を図るとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供するため

宣 誓 書

- ・前年同期における運送収入又は輸送人員が減少しております。
- ・運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。
- ・貨物運送事業者の引き受け手がなく、機動力のある当社に運送を依頼されております。

許 可 書

第 号

下記の条件を付し、上記申請のとおり許可する。

(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

条件

1. 本許可書の写しを自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可書とは別途車体前面に「貨物」又は「非営業」と表示した表示板を掲示すること。
3. 貨物はトランク内もしくは適切な方法により積載すること。
4. 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
5. 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
6. この許可書は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

年 月 日

北海道運輸局

運輸支局長

【延長】道路運送法第78条第3号による有償運送許可期間の延長について

年 月 日

北海道運輸局

運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

(連絡先/担当)

(FAX番号又はメールアドレス)

許可を受けた貨物運送を実施する期間を下記のとおり提出します。

運送しようとする 貨物の種類・数量	飲食店等が販売する食料品等 1日 個程度
運送しようとする 期 間	令和 2 年 5 月 14 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで
運送しようとする 区 域	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域内 (交通圏・圏)
運送に使用する 事業用自動車等	事業用自動車 両・従事運転者 名
有償運送を必要 とする理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業継続を図るとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供するため

宣 誓 書

- ・前年同期における運送収入又は輸送人員が減少しております。
- ・運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。
- ・貨物運送事業者の引き受け手がなく、機動力のある当社に運送を依頼されております。

許 可 書

第 号

下記の条件を付し、上記申請のとおり許可する。

(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

条件

1. 本許可書の写しを自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可書とは別途車体前面に「貨物」又は「非営業」と表示した表示板を掲示すること。
3. 貨物はトランク内もしくは適切な方法により積載すること。
4. 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
5. 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
6. この許可書は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

年 月 日

北海道運輸局

運輸支局長

【新規】

有償運送許可申請書

令和2年5月13日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

住 所 札幌市東区北28条東1丁目1-1

名 称 株式会社 国土タクシー

代表者名 代表取締役 国土 太郎

印

(連絡先/担当) 011-731-7167 運輸 次郎

(FAX番号又はメールアドレス) 011-731-7000 info@mlit.jp

道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送しようとする 貨物の種類・数量	飲食店等が販売する食料品等 1日 30 個程度
運送しようとする 期 間	許可 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで
運送しようとする 区 域	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域内（札幌 交通圏・圏）
運送に使用する 事業用自動車等	事業用自動車 80 両・従事運転者 100 名
有償運送を必要 とする理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業継続を図るとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供するため

宣 誓 書

- ・前年同期における運送収入又は輸送人員が減少しております。
- ・運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。
- ・貨物運送事業者の引き受け手がなく、機動力のある当社に運送を依頼されております。

許 可 書

札幌運輸 第●●●●号

下記の条件を付し、上記申請のとおり許可する。

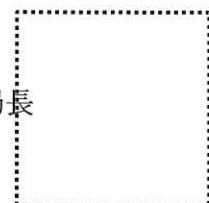
（条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。）

条件

1. 本許可書の写しを自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可書とは別途車体前面に「貨物」又は「非営業」と表示した表示板を掲示すること。
3. 貨物はトランク内もしくは適切な方法により積載すること。
4. 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
5. 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
6. この許可書は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

令和●年●月●●日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長



【延長】道路運送法第78条第3号による有償運送許可期間の延長について

令和2年5月13日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

住 所 札幌市東区北28条東1丁目1-1

名 称 株式会社 国土タクシー

代表者名 代表取締役 国土 太郎

印

(連絡先/担当) 011-731-7167 運輸 次郎

(FAX番号又はメールアドレス) 011-731-7000 info@mlit.jp

許可を受けた貨物運送を実施する期間を下記のとおり提出します。

運送しようとする 貨物の種類・数量	飲食店等が販売する食料品等 1日 30 個程度
運送しようとする 期 間	許可 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで
運送しようとする 区 域	一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域内（札幌 交通圏・圏）
運送に使用する 事業用自動車等	事業用自動車 80 両・従事運転者 100 名
有償運送を必要 とする理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業継続を図るとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供するため

宣 誓 書

- ・前年同期における運送収入又は輸送人員が減少しております。
- ・運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。
- ・貨物運送事業者の引き受け手がなく、機動力のある当社に運送を依頼されております。

許 可 書

札幌運輸 第●●●●号
前回の許可番号

下記の条件を付し、上記申請のとおり許可する。

（条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。）

条件

1. 本許可書の写しを自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可書とは別途車体前面に「貨物」又は「非営業」と表示した表示板を掲示すること。
3. 貨物はトランク内もしくは適切な方法により積載すること。
4. 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
5. 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
6. この許可書は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

令和●年●月●日

前回の許可日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長

